

令和4年10月第155回定例 農業委員会総会議事録

令和4年10月11日(火)  
JAグリーン近江八幡東支店 会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第604号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
議題605号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
議第606号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
議第607号 農用地利用集積計画について  
議第608号 農用地利用配分計画(案)について  
議第609号 土地改良事業参加資格交替の申出について

報告第377号 その他の専決報告について

開会 午後1時30分

事務局長

委員の皆様ご苦労様です。

それでは、早速ですが定刻となりましたので、令和4年10月第155回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので  
●●会長よろしく申し上げます。

議長

本日は、お忙しいところ、ご参集をいただきありがとうございます。

ちょうど稲刈りが終わった頃でお疲れのところかなと思います。またもう少ししますと麦の播種が始まるお忙しい中だと思えます。気候も朝夕寒くなってきて、今年はインフルエンザが流行するようなことを聞いておりますので、インフルエンザもコロナも両方が流行しますと大変なことになりますので、テレビ等でもワクチンの接種が促されているところです。寒くなりますが身体には十分気を付けていただきたいと思います。

議長

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきます。

本日の現在出席委員21名、欠席の届出1名（2番●●●●委員）、のとおり、会議規則第4条第2項による欠席の届出ができております。

会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、10月総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和4年10月第155回定例総会を、ただ今から開催します。

議長

先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、

7番●●●●委員

8番●●●●委員のご両名を指名しますのでよろしくお願い致します。

議長

次に、日程第2 議案の上程に入ります。

議第604号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、

許可をすることについてを議題といたします。事務局の議案説明を求めます。

事務局

議第604号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。お手元の地図を合わせてご覧下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和4年10月11日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、長田町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積56㎡、世帯の経営面積、渡人3.6アール、受人6.1アールで今回の申請面積を合わせますと6.6アールとなります。渡人につきましては、東京都練馬区北町●丁目●●番●●一●●●●号、●●●●、受人につきましては、長田町●●番地、●●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、隣接農地との一体利用でございます。受人の経営面積が30アール以下ですが、地図を見て頂きますと、南側の農地を●●氏がお持ちで位置・形状からみて一体利用することが適当であると認められる場合は例外的に認められるものでございます。

番号2、土地の所在地、長田町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積301㎡、世帯の経営面積、渡人3.6アール、受人5.3アールで今回の申請面積を合わせますと8.3アールとなります。渡人につきましては、東京都練馬区北町●丁目●●番●●一●●●●号、●●●●、受人につきましては、長田町●●番地、●●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、隣接地との一体利用でございます。こちらも番号1と同じように、受人の●●さんが申請地の東側に農地をお持ちですので、位置・形状等からみて一体利用することが適当であると認められる場合は例外的に認められるものでございます。

番号3、土地の所在地、西生来町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積926㎡、世帯の経営面積、渡人9.3アール、受人330.9アールで今回の申請面積を合わせますと340.1アールとなります。渡人につきましては、京都市北区小山下総町●●番

地、●●●●、●●●●、受人につきましては、中小森町●●番地●●、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。

番号4、土地の所在地、安土町上出●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積3,071㎡、安土町石寺●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,009㎡、2筆合わせて5,080㎡でございます。世帯の経営面積、渡人56.2アール、受人33.5アールで今回の申請面積を合わせますと84.3アールとなります。渡人につきましては、安土町石寺●●番地、●●●●、受人につきましては、安土町石寺●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては管理困難、譲受理由につきましては、規模拡大でございます。

番号5、土地の所在地、安土町大中●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積5,303㎡、同じく安土町大中●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積3,360㎡、2筆合わせて8,663㎡でございます。世帯の経営面積、渡人86.6アール、受人0アールで、市外で284,700アール、今回の申請面積、市内で86.6アールとなります。貸人につきましては、蒲生郡竜王町大字山之上●●番地、●●●●、借人につきましては、蒲生郡竜王町大字山之上●●番地、有限会社、●●●●、代表取締役、●●●●、契約内容は使用貸借、貸渡理由、借受理由ともに個人から法人に移行するためでございます。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件及び、農地法第3条第2項第7号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、確認をされました担当委員の方で追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

農地部会

3番の●●●●さんの案件ですが、先月27日に●●副委員長、

委員長

事務局職員2名と私で津田町のキクラゲの施設を確認に伺いました。伺った時には菌床自体が入ってこない、ハウス1棟の半分もない状態でありました。菌床も品質が悪く、全部がキクラゲに育たない状態でした。ハウス自体は全て自動化されていて温度、湿度等全てコンピューター管理されていました。話を聞いておきますと、きのこ組合の方からも菌床がなかなか作れていない、まともな菌床が入ってこないという状況で、キクラゲ自体が成長していない、見に行った時にもキクラゲが白い粉を噴いてカビが生えたような状態でした。ハウス自体は現状4棟、天日干しのハウスが2棟あり、その敷地内に残土がありましたが、確認に行ったときにも残土を排出されていましたので、少しずつではありますが排出されています。今後ハウスをどのようにされるのかについては、●●さんは菌床が軌道にのってきて正常に戻ればハウスを建てていくということでしたので、今の状態を見ていると現状ハウスを建てるのは難しいのかなと思いました。

議長

ということですので、少し見守っていかないといけないのかなと思います。

他に発言等ございませんか。

皆様にお伺いいたします。

質問や意見はございませんか。

委員

(特になしの声)

議長

質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。

議第604号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委員

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。

よって、原案どおり許可することに決定いたします。

議長

それでは次に、議第605号、農地法第4条第1項の規定に

よる申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 606 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議題605号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和4年10月11日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、長田町●●番●、登記地目、田、現況地目、宅地、申請面積59㎡、申請人につきましては、長田町●●番地、●●●●、申請地は、長田町の集落内の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「●●●●クリニック」・「金田東保育園」の医療施設・教育施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、神社敷地で、時期は不詳ですが、●●神社氏子により社殿及び上屋が建築されております。今回、●●氏が農地法第3条の申請を行う際に、申請地が転用できていないことが判明したため申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、大中町●●番の●の一部、登記地目、現況地目とも田、申請面積14,375㎡の内3,000㎡、申請人につきましては、大中町●●番地、●●●●、申請地は、大中町地先の農地で、農用地区域内農地いわゆる青地にあります。転用目的は、ビニールパイプハウス2棟で、子牛250頭分を育成される予定です。令和4年8月31日に軽微変更され、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

続きまして、議第606号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和4年10月11日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、御所内町●●番●、登記地目、現況地

目とも田、申請面積522㎡、同じく御所内町●●番、登記地目、現況地目とも田、申請面積532㎡、渡人につきましては、御所内町●●番地、●●●●、同じく御所内町●●番●、登記地目、現況地目とも田、申請面積69㎡、渡人につきましては、御所内町●●番地、●●●●、以上3筆合わせて1,123㎡の受人につきましては、友定町●●番地●、●●●●株式会社、代表取締役、●●●●●、申請地は、御所内町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、建売分譲住宅で、5区画5戸の計画をされております。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。なお、本件については、開発同時許可となります。

番号2、土地の所在地、友定町●●番、登記地目、現況地目とも畑、申請面積262㎡、渡人につきましては、京都府京都市東山区今熊野泉山町●●番地●●、●●●●、受人につきましては、友定町●●番地、●●●●、申請地は、友定町の集落内の農地で、住宅が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天駐車場で、申請地西側に住まれる受人が駐車場として利用される予定です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

議第605号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第606号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、22番、●●●●委員、よろしく申し上げます。

委 員

去る、9月30日に、議第605号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第606号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて12番●●●●委員と21番●●●●委員と、私、及び事務局職員で現地踏査を行い、農業委員会事務局におい

て協議した結果を報告します。別添の地図と併せてご覧いただきたいと存じます。

初めに、議第605号 農地法第4条第1項許可申請の案件について、報告させていただきます。

番号1の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号2の案件です。

申請地は、大中町地先の農地で、転用目的は、ビニールパイプハウスです。隣接農地との境界には、コンクリートブロックとU字溝を設置されることから、周辺農地への影響はないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、議第606号 農地法第5条第1項許可申請の案件について、報告させていただきます。

番号1の案件です。

申請地は、御所内町の集落内の農地で、転用目的は、建売分譲住宅です。隣接する農地はありませんが、隣接地との境界には、擁壁を設置し、土砂の流出を防ぎます。雨水については、区域内に新設される側溝から、南東側に集水し、既存水路に放流される計画であり、問題ないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

最後に番号2の案件です。

申請地は、友定町の集落内の農地で、転用目的は、露天駐車場です。隣接農地との境界には、コンクリートブロックとU字溝を設置されることから、周辺農地への影響はないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、第4条許可申請2件、第5条許可申請2件、計4件の現地踏査 結果報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員

(特になしの声)



議 長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。  
ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、提案どおり許可相当とすることに認めます。

議 長 それでは次に議第 607 号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議第607号、農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地の利用関係の調整がなされ、近江八幡市長より別紙のとおり農用地利用集積計画の提出があったので、審議を求める。上記の議案を提出する。令和4年10月11日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

資料といたしましては、A4縦置きの文書「令和4年度農用地利用集積計画について」と書かれた農業委員会会長あての文書1枚とA4横置き資料で、左肩に令和4年度第7号と8号と書かれた資料でございます。

こちらにつきましては、3月1日～6月30日の間、農地中間管理機構への農地の借り受け申し込みに申し込まれた農地について挙げさせて頂いております。滋賀県から農地中間管理機構に指定されております、「公益財団法人 滋賀県農林漁業担い手育成基金」が全筆、受け手となっております。

第7号は、契約開始日が11月1日のものになります。こちらは、新たに農地中間管理機構への農地の借り受け申し込みをされた農地となります。

第8号は、契約開始日が1月1日からのものになります。こちらにも、新たに農地中間管理機構への農地の借り受け申し込みをされた農地となります。

なお、本件につきましては、本来全て朗読させて頂くのが本意ではございますが、番号1についてのみ紹介させていただきます。

番号1、利用権の設定をうける者、大津市松本1丁目2番20

号、（公財）滋賀県農林漁業担い手育成基金、利用権を設定する者、野村町●●番地、●●●●、利用権を設定する土地、水荃町●●番、田、2,099㎡、新規、契約期間は10年2カ月、令和4年1月1日から令和14年12月31日までで、借賃は10aあたり10,000円、水稻、権利の種類は賃貸借でございます。今回の計画の合計は、113件、158筆、35万396㎡（R4.10月）でございます。以上ご審議のほどお願いします。

議 長 皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員 （特になしの声）

議 長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。  
議第607号 農用地利用集積計画については、原案どおり承認とすることにご異議ございませんか。

委 員 （異議なしの声）

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長 それでは次に議第608号 農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議第608号、農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、農用地の利用関係の調整がなされ、近江八幡市長より別紙のとおり農用地利用配分計画（案）の提出があったので、同法第19条第3項の規定に基づき意見を求める。上記の議案を提出する。令和4年10月11日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

こちらの資料といたしましては、A4横置き資料で、令和4年度農用地利用配分計画案と書かれた資料でございます。

こちらにつきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、市町村が中間管理機構より利用配分計画

の案の作成と提出を求められた場合に農業委員会の意見を聴くものと規定されています。こちらは、貸付始期が11月26日と1月28日と分かれております。

件数、筆数、面積につきましては、1ページから4ページまでの合計が、先ほどの議第607号と同じ数値となります。

以上でございます。

議長 皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委員 (特になしの声)

議長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。  
議第608号 農用地利用配分計画(案)については、異議なしとの意見を回答することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、異議なしとの意見を回答することに決定をいたします。

議長 それでは、次に、議題609号 土地改良事業参加資格交替の申出についてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議第609号、土地改良事業参加資格交替の申出について、このことについて、土地改良法第3条第2項の規定に基づき、土地改良事業に参加する資格の交替すべき旨の申出がありましたので承認することについて意見を求める。上記の議案を提出する。令和4年10月11日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

今回の案件は、土地改良法第3条第1項第2号に該当するもので、本来事業の参加資格は耕作者にあります。この申出により所有者が事業に参加することについて農業委員会の承認を求められるものです。

土地改良法第3条第1項第2号に基づく土地改良事業の事業参加申出に伴う、土地改良法施行令第1条の3第2項の規定に基づく

本事業に参加する資格の承認者5名でございます。

番号1～4 については、近江八幡西部土地改良区の役員選挙に伴う資格交替です。

番号5 については、番号4と同じですが、こちらは、日野川流域土地改良区の役員選挙に伴う資格交替です。

以上、申出件数5件、申出筆数5筆、合計面積9,225㎡となります。

議長 ありがとうございます。ただ今、説明をいただきました議第609号土地改良事業に参加する資格の交替申出について、質問や意見はございませんか。

委員 (特になしの声)

議長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。  
議第609号 土地改良事業に参加する資格の交替申出について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

委員 (異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、承認することを認めます。

議長 それでは、報告第377号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局 報告第377号、その他の専決報告について、農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。令和4年10月11日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約（使用貸借を含む）の合意解約通知の受理について、こちらにつきましては、賃貸借契約解除が2件ございました。

2、農地形状変更申出について、①長田町●●番、田、62㎡を畑届、届出人、長田町●●番地、●●●●、令和4年9月21日受理、②東町●●番、田、117㎡を畑届、届出人、東町●●番地、●●●●、令和4年9月27日受理でございます。

3、近江八幡竜王線（岩倉バイパス）借地農地の一時転用について、こちらは県の道路事業ですので許可不要でございますが、協議がありましたので報告させていただきます。こちらについては、県農業会議の常設審議委員会の中で県土木が工事をする際に、農業委員会が知らないうちに一時転用をしている、そして一時転用したまま現況回復せずにそのままにされているというケースが多々あるというご指摘がございまして、県の農政課から各土木事務所に通知されたため、今回協議ということで東近江土木からあったものです。協議者は滋賀県東近江土木事務所長、協議地は千僧供町●●、外8筆、目的は県道近江八幡竜王線補助道路整備事業（岩倉バイパス）の工事における残土・資材の仮置き及び現場事務所の設置でございます。期間については、令和4年10月1日～令和9年3月31日までの一時転用ということで協議をさせていただきました。以上報告とさせていただきます。

議 長           ただ今の、報告第 377 号 その他の専決報告について、質問等はございませんか。

議 長           私の町内の話ですので、補足させていただきますが、位置図が拡大されていますが、こんなに大きな場所ではないです。バイパスの予定地の左側か右側を県が、4月以降田植えをするのに土のう等で区別をするのが大変なので畦畔ブロックと苗代の間を借り上げて、それを一時転用で残土等を置くという、簡単に言えばそれだけの話です。経過については、たまたま買収に携わった県の職員に、農業委員会とは協議するよという文書が出ているのに、東近江土木はどうされているのか質問してから、東近江土木の行動が始まりました。どうも聞いていると他の土木事務所は農業委員会と事前に協議をされていたみたいです。県の農政課から文書が出ている旨、指摘したところ急遽、農業委員会に説明、協議に来られたということです。

議 長           他に質問やご意見はございませんか。

それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議 長

以上で本日の総会日程は終了しました。  
これをもちまして第 155 回定例農業委員会総会を閉会しま  
す。

閉会 午後2時15分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員